年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年4月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月12日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額(平成4年8月から5年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは26万円)に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年4月12日まで

私の年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が平成5年6月30日となっているが、給与明細書を見ると、その後の期間も厚生年金保険料が控除されている。また、4年8月以降の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。

調査の上、申立期間における資格喪失日と標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年4月12日までの期間について、申立人の所持するA社に係る給与明細書及び事業主の回答から、申

立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人の記録は、当初、平成5年6月から同年9月までは標準報酬月額36万円、同年10月は標準報酬月額26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である同年6月30日より後の同年10月7日付けで、同年9月及び同年10月の標準報酬月額が20万円に減額処理され、その後6年4月12日付けで、申立人が5年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認でき、複数の同僚についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、当該期間において、A社は法人の事業所であったことが確認でき、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社は、当該期間当時、厚生年金保険料を滞納していた旨回答している。

加えて、商業登記簿謄本により、申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、当該訂正処理日よりも前に退任している上、事業主は、申立人は現場作業の一般従業員であり、厚生年金保険などの事務は行っていなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)において、当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理が行われた平成6年4月12日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失処理前のA社における申立人の記録から、平成5年6月から同年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは26万円とすることが妥当である。

申立期間について、申立人の所持する平成4年8月、同年 10 月から5年4月まで、同年9月、同年 10 月、6年1月から同年3月までに係る給与明細書には、申立人が標準報酬月額 41 万円に見合う給与の支給を受け、同額に見合う厚生年金保険料が控除されている旨が記載されている。

また、申立人は、平成4年9月、5年5月から同年8月まで、同年11月及び同年12月の給与明細書を所持していないものの、これらの月の前後の月に係る給与明細書には、上記のとおり、標準報酬月額41万円に見合う給与の支給を受け、同額に見合う厚生年金保険料が控除されている旨が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているが、給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月15日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管している人事記録、同社の回答、C健康保険組合の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 47 年 2 月 1 日に同社 B 事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、辞令台帳には、昭和47年1月15日にD部署への異動が発令された記録とともに、同年2月1日にD部署E事業所への異動が発令された旨の記録があり、ま

た、この異動日である同年1月15日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年3月から13年7月までの標準報酬月額及び同年9月から14年6月までの標準報酬月額について、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成14年7月31日から同年8月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月1日から14年7月31日まで

② 平成14年7月31日から同年8月1日まで

申立期間①について、私がA社に勤務していた期間のうち、当該期間の標準報酬月額が当時給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と比べて低く記録されている。給料明細書及び平成 12 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、平成14年7月31日までA社に在籍しており、同年7月分の給料明細書では、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成10年3月から12年2月までの標準報酬月額、同年4月から13年7月までの標準報酬月額及び同年9月から14年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給料明細書において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 12 年 3 月の標準報酬月額については、給料明細書は無いものの、申立人の所持する平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料額及びその前後の給料明細書から、24 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成 13 年8月については、申立人が提出した同年8月の給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、平成10年3月から13年7月まで、同年9月から14年6月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付していないと回答していることに加え、給料明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間①の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社の回答から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答しているところ、申立人が所持する平成 14 年 7 月分給料明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

さらに、A社は、申立人の平成 14 年 7 月の厚生年金保険料を給与から 控除した旨回答している。 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書の 保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る保険料について納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 14 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7182

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : ① 平成6年3月

② 平成7年4月から8年3月まで

私は、20歳になった平成6年当時は大学生であり、8年3月に別の区にある寮に転居するまで、A市B区にあるその大学の寮に住んでいた。

当時、国民年金保険料を納付することができるほどの収入が無かったので、平成6年春頃、B区役所で保険料の免除の申請手続を行い、7年の同じ頃にも、再度免除申請手続を同区役所で行った。

平成6年度及び8年度の国民年金保険料は免除となっているのに、申立期間の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年春頃、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行ったと述べているが、i)当時の制度において、保険料の免除の承認は、申請月の前月分からとなること、ii)保険料の免除申請日は、同年5月31日となっていることが、オンライン記録により確認できることから、当該免除申請日時点において、申立人は申立期間①である同年3月まで遡って免除の承認を受けることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、平成7年春頃に平成7年度の国民年金保険料の免除申請手続を区役所の窓口で行ったと述べているが、申立人は、免除申請手続を行った時期についての記憶が明確でなく、保険料免除の承認通知についても憶えていないことから、当該期間の保険料免除の申請手続の状況が不明である上、B区の同年度における申立人の「国民年金保険料検認状況一覧票」において、その「検認状況」欄には、区役所の窓口において免除申請手続を行っていた場合には行われることのない事務処理である

「不在」と記載されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請書を提出したこと、 及び保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料が無い上、口頭意見陳 述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保 険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7183

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から同年 11 月までの期間及び 57 年6月から 61 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年11月まで

② 昭和57年6月から61年3月まで

私は、昭和 54 年 11 月に勤めていた会社が廃業して厚生年金保険に加入しなくなったが、56 年 4 月に結婚するまで、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかった、結婚後、妻と、「社会人として年金(保険料)を納めよう。」と話し合ったことを記憶しており、加入手続についてははっきり 憶 えていないが、申立期間①及び②の保険料は、妻が、納付書により銀行で納付してくれていたはずである。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立人の妻が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその妻も、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無く、当該期間の保険料を納付したとするその妻は、納付場所、納付時期及び納付金額を具体的に 憶 えていないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、当該期間の国民年金保険料が現年度納付されたことを示す記載は見当たらず、特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間①及び申立期間②の一部に係る過年度納付書と推認される納付書が作成されていることが確認できるものの、当該期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、当該期間に係る納付書が再度送られてきたことについて記憶は無い上、当該期間の保

険料を遡って納付したことは無かったと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7184

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 月 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成21年6月

私は、結婚した昭和56年7月に、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、平成22年12月頃に、A年金事務所で21年1月から同年6月までの納付書を発行してもらい、毎月1万4,000円から1万5,000円ぐらいの保険料を金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金保険料収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務の一元化に伴い、記録管理のシステム化が促進されたことから、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間以外にも、 保険料の未納期間が認められる上、申立人が申立期間の保険料を納付したこ とを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険 料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7185

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成 14 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成14年6月まで

私は、昭和55年4月頃、市役所で国民年金に任意加入する手続を行い、 納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料について、私は、昭和 61 年 4 月に任意加入被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続を行った記憶も無く、任意加入被保険者として毎回郵送されてきた納付書により当該期間の保険料を金融機関で納付し続けていたにもかかわらず、当該期間が第 3 号被保険者期間とされていることから、当該期間に納付していた保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳によると、「国民年金の記録」のページの「被保険者となった日」欄には、「昭和 61 年4月1日」の記載と「A市」の押印があり、「被保険者の種別」欄には、「3A(第3号被保険者)」の押印があることが確認できる上、申立期間当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿においても、昭和 61 年4月1日に第3号被保険者となったことが確認できることから、同年4月以降、国民年金保険料の納付を要さない第3号被保険者である申立人に納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人の主張のとおり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、過誤納付として還付又は充当の処理がなされることになるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、195 か月と長期に及ぶ上、当該期間のうち平成9年 1月以降は、基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民 年金保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当該期間の記録 管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月頃から38年9月頃まで

厚生年金保険の記録では、私がA社又はB社に勤務していた期間が、被保険者期間となっていない。私は、昭和29年4月頃に入社し、38年9月頃に退職した。申立期間に勤務していたことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自身の養父母が経営していたA社又はB社に勤務していたと主張しているところ、申立人が述べているA社の所在地が同社に係る商業登記簿謄本に記載されている本店所在地と一致していること、並びに同社の代表取締役及び取締役が申立人の養父母であったことが当該謄本により確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、A社の代表取締役及び取締役であった申立人の養父母は、既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社又はB社に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。加えて、申立人は、申立期間のうちの一部期間において、C社に係る厚生年金保険被保険者となっていることから、同社の被保険者となっていた者に照会を行ったが、申立人に係る証言は得られない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から平成元年4月1日まで

② 平成3年11月1日から4年10月1日まで

③ 平成5年2月1日から15年8月26日まで

私がA社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時受け取っていた給与と比べ低く記録されている。しかし、申立期間当時の標準報酬月額は、申立期間①については 36 万円、申立期間②及び③については 53 万円であるはずなので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が代表取締役を務めていたA社における申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てているが、賃金台帳及び給与明細書等の資料を保管していないと述べている。

また、申立人が申立期間のうちの一部期間において給与事務を担当していたとする者は既に死亡しており、申立期間③のうち一部の期間に事務を担当していたとする申立人の妻からは供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が社会保険事務を任せていたとするB事務所は、「平成になってからは、A社の仕事は請けていない。昭和の時代は仕事をしていたが、社会保険事務を行っていたかは、資料も無く不明である。」と回答している。

加えて、申立期間①の標準報酬月額について、申立人の昭和 61 年 10 月1日の定時決定時における標準報酬月額は、当初 36 万円とされてい たところ、62 年8月 29 日付けで、9万 8,000 円に引き下げられているが、ほかの被保険者については遡った標準報酬月額の引き下げは行われておらず、申立人は、「当時、A社に社会保険料の滞納があったか否かは記憶に無い。」と述べていることから、当該処理が社会保険事務所(当時)による不合理な処理であったとまでは言えず、上記遡及処理日より後の定時決定(昭和 62 年 10 月及び 63 年 10 月)はそれぞれ適正に処理されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額について、オンライン記録に おいて、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は 見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、商業登記簿謄本から、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人が「私は、代表取締役としての業務を行っていた。」と述べており、これらのことから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年8月1日まで 私は、平成9年7月1日からA社において勤務していたが、厚生年金 保険の記録によると、申立期間の年金記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された雇用契約書により、申立人は、平成9年7月1日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の平成9年8月1日である複数の同僚の雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人と同様に、同日より前に資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、保険料を控除していたかどうか不明であると回答している。

さらに、A社の元同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。